

装管調第67号

27.10.1

一部改正 装管調第3822号
29.3.24

一部改正 装管調第4743号
令和2年3月27日

一部改正 装管調第17820号
令和2年12月25日

一部改正 装管調第8436号
令和4年5月27日

一部改正 装管調第5885号
令和6年3月29日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官 殿
長官官房艦船設計官
各 部 長
施設等機関の長
各地方防衛局長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁における中央調達に係る支出負担行為事務の部内取扱い
について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

配布区分：東海防衛支局長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

防衛装備庁における中央調達に係る支出負担行為事務の部内取扱いについて

1 目的

この通達は、防衛装備庁における中央調達（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第3条に規定する装備品等及び役務の調達をいう。）に関する手続の簡素化を図り、中央調達業務を円滑かつ迅速に遂行するため、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「担当官」という。）が行うこととされている事務のうち、担当官の名において補助者に処理させる事務の範囲等について必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の意義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物別調達官 調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官をいう。
- (2) 物別室長 調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室長、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長及び調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長をいう。
- (3) 補助者 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第2条第1項第12号に規定する補助者をいう。
- (4) 地方防衛局等 北海道防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局、沖縄防衛局、東海防衛支局、長崎防衛支局、郡山防衛事務所、宇都宮防衛事務所、舞鶴防衛事務所、岐阜防衛事務所及び玉野防衛事務所をいう。

3 補助者の任命

補助者の任命については、中央調達における支出負担行為担当官等の補助者の任命について（装管調第5753号。令和6年3月29日）の規定に基づくものとする。

4 補助者に処理させる範囲

担当官が行うこととされている事務のうち、契約の要素をなす部分を除き、別表

の左欄に掲げる官職の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる事務を処理させるものとする。ただし、当該事務が重要又は異例に属するときはこの限りでない。

処理する者	処理できる事務の範囲
調達管理部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 原価監査実施の疑義に対する指示に関すること。 2 フロアチェックを行う制度調査担当官の指定に関すること。 3 監督官の制度調査への参加の指示に関すること。 4 品質監査の個別細部実施計画の作成に関すること。 5 品質監査の実施に係る通知並びに実施の結果に係る報告の受理及び通知に関すること。
調達事業部長、調達事業部調達総括官及び調達事業部総括装備調達官	<p>次の各項に掲げる事務のうち支出負担行為担当官が行うこととされている事務については、調達事業部長が処理するものとし、分任支出負担行為担当官が行うこととされている事務については、所掌の範囲に応じ、調達事業部調達総括官又は調達事業部総括装備調達官が処理するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 落札等の確認に関すること。 2 下請負等の承認に関すること。 3 工業所有権の設定の出願又は実施の許諾等の承認に関すること。 4 契約金額の内訳表の確認に関すること。 5 前金払等実施計画書の決裁に関すること。 6 武器等の技術資料等の管理について提出された文書の確認及び承認に関すること。 7 情報セキュリティの確保に関する保護情報の第三者への開示に係る担当官名の文書の発簡に関すること。 8 仕様書の疑義の解決に関すること。 9 第1種技術変更提案の契約相手方への承認又は不承認及びこれらに係る通知に関すること。 (履行中の契約に係る承認及び承認に係る通知を除く。)

- 1 0 監督官及び検査官の指令に関する疑義についての指示及び大臣への申請に係る協議に関すること。
- 1 1 監督及び検査の基準の疑義についての協議及び指示に関すること。
- 1 2 監督、完成検査及び受領検査の不能又は一時中止の場合の報告の受理及び指示に関すること。
- 1 3 航空機等及び誘導武器等に関する生産能力等の調査及び審査の実施の指示に関すること。
- 1 4 資料の信頼性確保に係るコンプライアンス要求事項が満たされていない場合における契約相手方に対する措置要求に関すること。
- 1 5 作業効率化促進制度の適用により随意契約により契約することとなった場合の新規参入の募集に関すること。
- 1 6 作業効率化促進制度の適用に関する合意書に関すること。
- 1 7 仕様書に定める技術的要求事項(適用図面、細部設計、形態管理実施計画書、信頼性管理実施計画書、技術審査実施計画書及び実施要領、試験実施願書及び実施要領等)の承認に関すること。
- 1 8 契約不適合の物品の異議申立に伴う調査について地方防衛局等の補助者に対する指示及び受領部隊等の物品管理職員に対する依頼に関すること。
- 1 9 契約不適合の修補等の確認の報告の受理に関すること。
- 2 0 官給物品等及び契約物品の事故について地方防衛局等の補助者が行う事故調査及び再調査に関すること。
- 2 1 官給物品等事故審査報告書及び契約物品事故審査報告書の決裁に関すること。
- 2 2 役務請負契約における官給困難品調達計画表の承認に関すること。

	<p>2 3 装備品等の製造に関する契約相手方の輸入計画及び国産化計画の承認に関すること。</p> <p>2 4 調達事業部が作成する特約条項、特殊条項及び特別契約条項の一部改正に関すること。</p> <p>2 5 債権の譲渡等の決裁に関すること。</p> <p>2 6 契約金額の超過又は減額見込みに関する審査書の決裁に関すること。</p> <p>2 7 社則の確認又は承認に関すること。</p> <p>2 8 実績価格の確定の目途日を変更する合意書の決裁に関すること。</p> <p>2 9 納期の猶予に伴う有責・無責の判定書の決裁に関すること。</p> <p>3 0 延納金又は遅滞金の計算書等の決裁に関すること。</p> <p>3 1 契約不適合判定書及び合意書の決裁に関すること。</p> <p>3 2 情報セキュリティ業務に関する業務のうち事業計画の確認及び協議に関すること。</p>
<p>調達事業部総括装備調達官(防衛装備庁調達事業部電子音響調達官及び艦船調達官の分掌に属するものに限る。)</p>	<p>1 誘導武器等の官有技術資料の配付、複製等の決裁に関すること。</p> <p>2 船舶等の契約に基づく契約不適合の取扱いについての協定に関すること。</p>
<p>調達事業部総括装備調達官(防衛装備庁調達事業部航空機調達官及び輸入調達官の分掌に属するものに限る。)</p>	<p>有償援助による調達に関する事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>1 引合書を請求するための措置に関すること。</p> <p>2 引合書の送付に関すること。</p> <p>3 輸出許可又は輸出承認の申請及び輸出した装備品等の積み戻しに関する報告に関すること。</p>
<p>調達管理部調達企画課長</p>	<p>1 非契約不適合通知書の承認に関すること。</p> <p>2 担当官の補助者の任免に関すること(調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長が処理する事務を除く。)</p>
<p>調達管理部原価管理官</p>	<p>1 原価監査担当区分通知書の承認に関すること。</p> <p>2 原価監査の指令に関すること。</p>

物別調達官及び物別室長	<p>所掌範囲（物別調達官にあつては、物別室長の所掌範囲を除く。）における次に掲げる事項に関する事。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非契約不適合通知書及び契約相手方に対する契約不適合の異状通知書の承認に関する事。 2 承認用函面等の承認に関する事。 3 変更通知書をもつて行うこととされている契約書記載事項の変更に関する事。 4 契約事実に関する証明に関する事。 5 調達伺（乙）の決裁に関する事。 6 公告又は指名通知及び公示に関する事。 7 情報セキュリティ業務に関する取扱者名簿の確認結果についての防衛関連企業への通知及びその写しについての監査官が所属する地方防衛局調達部長等への送付に関する事。 8 情報セキュリティ業務に関する監査の対象となる契約についての監査官の所属長及び装備政策部装備保全管理課長への通知に関する事。 9 秘密の取扱いに関する委託先の事業者秘密取扱適格性の確認に関する事。
調達事業部輸入調達官	輸入品の関税の減免税申請に関する事。
調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長	<p>有償援助による調達に関する事務のうち、次に掲げる事項に関する事。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 引合書の署名の期日等の決定に関する事。（輸送代行業者との輸送役務契約は除く。） 2 輸送代行業者に対する通関業務の委任に関する事。 3 受領検査に係る担当官の補助者の任免に関する事。 4 受領検査官から送付された各種調書の処理に関する事。 5 合衆国政府の責に帰する保留物品及び計算書に関する不具合報告書に関する事。 6 合衆国政府に対する出荷促進に関する事。 7 合衆国政府に対する余剰金の返済を請求する

ための措置に関すること。（債権発生通知書の作成以降の事務を除く。）

8 精算通知書の作成、送付に関すること。

9 引合受諾書の送付に関すること。